利用者負担額（保育料）等督促状兼領収証書

下記納期限内に豊中市指定金融機関等で納めてください。

	円
	円
	円
	円
	円

領収日付印

納付者保管

大阪府豊中市

納付書（原符）

円
円
円
円
円

領収日付印

金融機関保管

大阪府豊中市

この領収済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げないでください。

納付書兼領収済通知書

									円
									円
									円
									円
									円

領収日付印

豊中市保管

納期限

大阪府豊中市

これより上には絶対に記入しないでください。

経由する金融機関はこの欄に押印してください。		
1.	2.	3.

表面記載の利用者負担額（保育料）等の納期限が経過し未納になっておりますので、納付を督促します。指定期日までにお納めください。すでに納付済の場合は行き違いですのでご了承ください。

利用者負担額（保育料）および延長保育料等は、当初納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの日数に応じ該当金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）であるときは、特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年１％を加算した割合。以下同じ）に年7.3％を加算した割合か、年14.6％の割合のいずれか少ない割合を該当金額に乗じて計算した額の延滞金を加算して納付していただきます。ただし、納期限の翌日から3ヵ月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年１％を加算した割合か年7.3％の割合のいずれか少ない割合を乗じて計算した額とします。主食費等（＊）は、当初納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの日数に応じ該当金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）であるときは、法定利率を該当金額に乗じて計算した額の遅延損害金を加算して納付していただきます。ただし、延滞金および遅延損害金の確定金額に、100円未満の端数がある場合における当該端数金額または確定金額が1,000円未満である場合における当該確定金額については、納付する必要はありません。

利用者負担額（保育料）は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合は、滞納処分を受けることもありますのでご注意ください。

延長保育料および主食費等は、この督促状に記載された指定納期限までに納付がない場合には、強制執行等の法的措置の手続きをとることがありますのでご注意ください。

利用者負担額（保育料）および延長保育料等は、この督促処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３ヵ月以内に豊中市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヵ月以内に、豊中市を被告として（豊中市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。①審査請求があった日から３ヵ月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（＊）主食費等とは、「主食費」「副食費」「デリバリー費」をいいます。

＜お問い合わせ先＞

利用者負担額（保育料）等について　こども未来部子育て給付課　電話 06(6858)2252

納付場所
池田泉州銀行
関西みらい銀行
京都銀行
滋賀銀行
三井住友銀行
りそな銀行
尼崎信用金庫
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
北おおさか信用金庫
京都信用金庫
近畿労働金庫
大阪協栄信用組合
近畿産業信用組合
のぞみ信用組合
大阪北部農業協同組合

以上の金融機関の本店及び支店

豊中市役所内指定金融機関派出所
庄内出張所
新千里出張所